

講演10. 自動車認証審査部における審査の概要について

自動車認証審査部 小磯 和子

1. はじめに

自動車を購入し使用する際は、その自動車が安全面や環境面での基準に合致していることを、運輸支局等で行われる検査により一台一台確認することになっているが、この検査を効率的に行うため、自動車、共通構造部及び自動車装置（以下「自動車等」という。）について、安全・環境基準に合致しているか否かを生産段階で確認する「型式指定制度」が設けられている。

自動車認証審査部（以下「審査部」という。）は、型式指定制度の一環として、自動車等について、安全・環境基準への適合性の確認を行う機関であり、近年は、まだ基準が定められていない先進技術の性能評価も行っている。

自動車等の審査は、基準に適合しない自動車が市場に出回ることを防止することを目的としており、厳正に行うことは当然であるが、併せて、自動車は技術革新の進展が著しく、また、国際的な流通を念頭に置いた商品であることに鑑み、合理的に行うことも必要である。

ここでは、昨今の審査部の取組を概説する。

2. 自動車認証審査部の業務実績

2020年度の審査部における審査型式数は、自動車にあつては2,874型式、自動車装置にあつては810型式となっている（図1）。

また、メーカーの設計・開発をより円滑に進めるため、審査業務に先立ち試験等を行う先行受託試験については、2020年度は224件（前年比26件減）の受託があつた。

さらに、国連の「車両等の型式認定相互承認協定（1958年協定）」に基づく、日本政府による装置型式指定認可証（E43）発行については、概ね国内で使用される突入防止装置及び大型後部反射器を除くと、2020年度は581件（前年度比413件増）であつた。

この他に、国土交通省が2018年3月に創設した「衝突被害軽減ブレーキの性能認定制度」に係る先進安全技術の性能評価を行ったが、本評価については3.2.項にて詳述する。

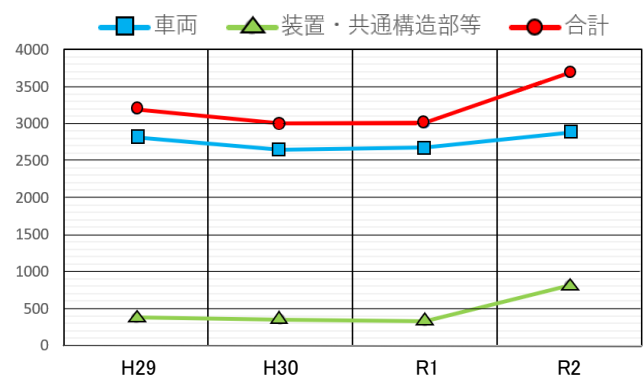


図1 審査型式数の推移

3. 審査体制の構築に係る取組

審査部では、中立・公正な審査を実施するため、基準の制定及び改正等の機に、審査手法の確立、職員の研修、さらに必要に応じて施設の整備を行い、審査体制を構築している。

3. 1. 情報セキュリティ審査への対応

「自動運転に係る制度整備大綱」を踏まえ、レベル3以上の自動運転の2020年目途の実用化に向け、2018年9月に国土交通省の交通政策審議会の下に設置された小委員会において、自動運転車等の設計・製造過程から使用過程にわたる総合的な安全確保に必要な道路運送車両法に基づく各種制度のあり方について検討が行われ、2019年1月に報告書がとりまとめられた。

この報告書において、「①第三者による不正アクセスにより最悪の場合、自動車の制御が不能となり重大な事故を引き起こすおそれがあることから、サイバーセキュリティ対策を講じることが必要である。」「②（通信を活用した使用過程の自動車の安全性に影響するソフトウェアのアップデートについて

て、) 使用過程時の自動車の安全性に大きな影響を及ぼすソフトウェア配信については、無線による配信又は有線のコネクタ接続による配信に関わらず、当該配信を適確に行うことができる能力や体制等に関する一定の要件を満たした者が、保安基準上支障がないと国により認められたものを配信する仕組みを新たに創設する必要がある。」との報告がなされた。

この報告を受け、2019年5月24日に改正道路運送車両法が公布され、「自動運行装置等に組み込まれたプログラムの改変による改造であって、その内容が適切でなければ自動車が保安基準に適合しなくなるおそれのあるものを電気通信回線の使用等によりする行為等」にかかる許可制度が創設されるとともに、許可に係る技術的な審査は審査部が行うこととなった。

これを受けて審査部では、新たに始まるサイバーセキュリティやソフトウェアアップデートに関する認証審査を行う機関として、国連の自動車基準調和世界フォーラム(WP29)での議論への参画、国内調整、審査方法の検討を行うため、2019年4月に「情報セキュリティ審査準備室」を立ち上げて準備を進め、2020年7月には「情報セキュリティ審査センター」を設置し、審査業務を開始した。

2020年11月に特定改造等許可制度が施行され、申請者が特定改造等を適確に実施するに足りるかどうかを審査する能力審査、プログラム等の改変により改造された自動車の保安基準適合性審査を開始した。

さらに、同センターにおいては、サイバーセキュリティに係る国際基準(2021年1月に保安基準取り入れ)に対応するため、情報セキュリティマネジメントシステムに関するISO27001の認証を2021年3月に取得した。

3. 2. 先進安全技術の性能評価試験実績

基準適合性審査に準ずる試験として、政府が推進している「安全運転サポート車」の普及啓発のために、未だ基準が策定されていない先進安全技術(乗用車用の衝突被害軽減ブレーキ)について、国の性能認定制度に基づき、2018年度より性能評価試験を実施している(図2)。国土交通省による試験方法の策定にあたり、認証試験の知見を生かし貢献する

とともに、策定された試験方法「自動車の先進安全技術の性能の評価等に関する規程」(国土交通省告示)に沿った試験について、公平な認定評価が行えるよう、審査に関する機構規程類を整備し、適切に試験を実施した。また、令和2年度より対車両要件に加え、対歩行者要件、ペダル踏み間違い急発進抑制装置の性能認定要件が新たに追加された。昨年度の実績は申請自動車メーカー数:8社 評価型式数:511型式であった。



図2 衝突被害軽減ブレーキ性能評価試験の様子

3. 3. 国際的な車両型式認証制度への対応

我が国は、WP29において国際的な車両型式認証制度(IWVTA)の創設を提案したほか、傘下の専門家会合でも副議長を務めるなど、同制度に係る国際的議論を主導してきた。2018年7月には本制度に係る国際基準(UN規則)第0号が発効され、2019年4月から、IWVTAに基づく認可の相互承認が開始された。

審査部では、認証時の手続き等に関する規程類の作成を行い、IWVTAの審査体制を整える等の準備を行った。

4. まとめ

自動運転技術等の複雑で高度な新技術の導入・普及やサイバーセキュリティをはじめとする新たな視点からの基準の導入に伴い、審査に必要となる知識・技術レベルが高まっている。また、基準の国際調和やIWVTAに基づく相互承認など、審査業務の国際化の必要性も増しているところである。

このような中、審査部は、適切な審査体制の保持・整備を通じて業務を確実に実施し、認証審査制度の信頼性の向上及び自動車の安全確保、環境保全等を図っていくとともに、自動車産業の成長にも十分貢献できるよう努めていく所存である。